

平成 27 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 日本ビューホテル株式会社住 所 東京都台東区西浅草三丁目 17番1号代表者名 代表取締役社長 石井一男 (コード番号:6097 東証第二部)問い合わせ先 常務取締役経営企画部長 櫻井 健博 TEL.03-5828-4429

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、弊社の経営いたします秋田ビューホテル(秋田県秋田市)におきまして、食中毒事故が発生致しました。これにより、本日 2 月 19 日(木)付で秋田市保健所より営業停止処分を受けましたので下記のとおり、お知らせいたします。

発症されたお客様には多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしたことを、心より深くお詫び申し上げます。また、秋田ビューホテルを日頃からご利用いただいているお客様および関係者の皆様にも多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを、重ねてお詫び申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容について

平成 27 年 2 月 14 日 (土) に秋田ビューホテル宴会場にてご飲食をされた 33 名のグループのお客様の中に食中毒の疑いの症状が発症しているとのご連絡を、同月 16 日 (月) にいただきました。弊社は、直ちに秋田市保健所に報告の上、調査を受けておりました。その後、同保健所の調査の結果、9名のお客様に下痢・発熱・腹痛などの発症があり、5名のお客様および当社従業員3名からノロウィルスが検出され、お客様の発症は当該宴会場で提供した食事が原因であることが判明いたしました。

2. 行政処分の内容について

上記結果を受け、当ホテルは本日2月19日(木)付で秋田市保健所より、以下のとおり食品衛生法に基づき営業を停止することを命じられました。

所轄保健所 : 秋田市保健所

営業停止期間: 平成27年2月19日(木)~2月23日(月)

営業停止範囲: 主厨房

処分の理由 : 食品衛生法第6条の規定に違反した為

処分年月日 : 平成 27 年 2 月 19 日 (木)

病因物質 : ノロウィルス

患者数 : 9名

3. 再発防止策について

弊社におきましては、本年1月初旬の高崎ビューホテルにおける同様の事故の発生を踏まえ、社内に衛生プロジェクトチームを設置し食品衛生管理の強化の対策を進めていたところでありますが、強化実行途中であったとはいえ再発を防ぎ得なかった事態を極めて厳粛に受け止めております。今後は、所轄保健所の他、外部機関等からのご指導を頂きながら、再発防止に向けて引き続き早急に以下の対策により、食の安全・安心の確保に全社一丸となって取り組んで参る所存でございます。

- ① 手洗い器や調理器具殺菌庫など食品衛生関連設備の増強
- ② 従業員のノロウィルス検査の頻度を増やすなどの健康検査体制の見直し
- ③ 食品衛生に関する従業員への教育・指導の徹底
- ④ 外部検査機関による厨房等の衛生検査の頻度を増やすなどの衛生チェック体制の強化

4. 業績に与える影響について

本件による弊社の業績に与える影響につきましては、軽微であると考えておりますが、改めて開 示が必要な場合には、速やかにお知らせいたします。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

【食中毒対応に関するお問い合せ先】 日本ビューホテル株式会社 事業統括部 TEL 03-5828-2216 (平日 09:00~18:00)

以上